

2019年4月1日  
みずほ銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—財政・税務政策関連—

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第484号）

# 財政部、税務総局、税関総署、 増値税税率、輸出還付率を引き下げ 仕入税額控除範囲の拡大、留保税額の還付も

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

財政部、税務総局、税関総署の3部門は、2019年3月20日付けで『増値税改革深化の関連政策に関する公告』（財政部、税務総局、税関総署公告2019年39号、以下『39号公告』という）を公布しました。『39号公告』では、増値税一般納税人（以下、「納税者」という）を対象とし、増値税に係る各種税率の調整、仕入税額に係る控除範囲の拡大、すべての業界における増値税期末留保税額還付制度の試行等を定めています。『39号公告』は2019年4月1日より施行されます。

### □ 増値税に係る各種税率の調整について

2019年3月5日に開幕した第13期全国人民代表大会第2回会議で発表された『政府活動報告』では、増値税税率の引き下げが表明され、製造業および中小・零細企業等を重点とする税負担の軽減を行うとしました。その後、3月20日の国務院常務会議では、上述の増値税税率引き下げに加え、控除率の調整、仕入税額に係る控除範囲の拡大等の付帯措置を実施することを決定しました。

これらを受け、『39号公告』では、納税者の①課税販売行為、貨物の輸入に係る増値税税率、②農産物の仕入れに係る控除率、③輸出貨物・労務およびクロス

【図表1】各種税率の調整について

	内容	調整前	調整後
増値税税率	課税販売行為、貨物の輸入	16%	13%
		10%	9%
控除率	農産物の仕入れ	10%	9%
	税率が13%の貨物を生産、委託加工するための農産物の仕入れ	-	10%
輸出還付率	従来、税率、輸出還付率が16%の輸出貨物・労務	16%	13%
	従来、税率、輸出還付率が10%の輸出貨物、クロスボーダー課税行為	10%	9%
国外旅行者 購入品 出国時の 税還付率	税率が13%の対象物品	-	11%
	税率が9%の対象物品	-	8%

（『39号公告』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

ボーダー課税行為に係る輸出還付率、④国外旅行者購入品出国時の税額還付率について、調整を行うとされています（前頁の図表1を参照）。調整後、増値税税率は13%、9%、6%、0%の4段階、輸出還付率は13%、10%、9%、6%、0%の5段階となります。

このうち、輸出還付率および国外旅行者購入品出国時の税額還付率の調整については、過渡期における経過措置を設けています<sup>1</sup>。施行期日について、輸出還付率の場合は、税関輸出通関申告書、輸出発票もしくは普通発票、出国貨物届出リスト等に明記されている期日を基準とし<sup>2</sup>、国外旅行者購入品出国時の税額還付率の場合は、税還付対象物品の増値税普通発票の発行期日を基準とするとしています。

## □ 仕入税額に係る控除範囲の拡大について

増値税税率引き下げのほか、仕入税額に係る控除範囲の拡大も重要な減税措置の1つです。『39号公告』では、以下の3つの措置の実施を明らかにしています。

### ➤ 不動産に係る仕入税額の一括控除

従来、納税者が2016年5月1日以降に取得し且つ会計制度上、固定資産として計上する不動産および同日以降に発生した建設中の不動産の仕入税額について、2年間で売上税額から分割して控除すると定めていましたが<sup>3</sup>、『39号公告』では2019年4月1日より、上述規定の施行を停止し、それに基づいた未控除仕入税額を売上税額から一括して控除することができると定めています（第5条）。

#### 『39号公告』施行前

- 不動産・建設中の不動産の仕入税額を2年間で分割控除
- ✓ 1年目の控除比率は60%
  - ✓ 2年目の控除比率は40%



#### 『39号公告』施行後

2019年4月の税額が属する期間より、納税者の売上税額から一括して控除可能

### ➤ 国内旅客輸送サービスの購入に係る仕入税額の控除

次に、仕入税額控除の範囲について、**【図表2】増値税専用発票以外の証憑による仕入税額の確定**新たに納税者が国内旅客輸送サービスを購入する際の仕入税額を組み入れました。このうち、増値税専用発票を取得できない場合、その仕入税額の具体的な確定方法を提示しています（第6条、図表2を参照）。

- ✓ 増値税電子普通発票に明記している税額
- ✓ 旅客の身分情報を明記した航空輸送電子チケット
  - 計算公式：  
 $(\text{チケット価格} + \text{燃油サーチャージ}) \div (1 + 9\%) \times 9\%$
- ✓ 旅客の身分情報を明記した鉄道チケット
  - 計算公式： $\text{額面金額} \div (1 + 9\%) \times 9\%$
- ✓ 旅客の身分情報を明記した道路、水路等のその他のチケット
  - 計算公式： $\text{額面金額} \div (1 + 3\%) \times 3\%$

（『39号公告』に基づき、中国アドバイザー部作成）

<sup>1</sup> 施行の過渡期における経過措置として、輸出還付率につき、2019年6月30日以前（2019年4月1日以前を含む）において、購入時に調整前の税率に基づき増値税を徴収した場合、調整前の輸出還付率を執行し、購入時に調整後の税率に基づき増値税を徴収した場合、調整後の輸出還付率を執行する。増値税の免税・控除・還付に係る規則を適用するものについて、調整前の輸出還付率を執行する（『39号公告』第3条2項）。

国外旅行者購入品出国時の税額還付率につき、2019年6月30日以前において、調整前の税率に基づき増値税を徴収する場合、調整前の還付率を執行する。調整後の税率に基づき増値税を徴収する場合、調整後の還付率を執行する（『39号公告』第4条2項）。

<sup>2</sup> 輸出還付率の執行期日および貨物・労務の輸出、クロスボーダー課税行為の発生期日について、通関申告して輸出した貨物・労務（保税区分および保税区分を経由した輸出を除く）は、税関輸出通関申告書に明記した輸出の期日を基準とする。通関申告せずに輸出した貨物・労務、クロスボーダー課税行為は、輸出発票もしくは普通発票の発行期日を基準とする。保税区分および保税区分を経由した貨物は、貨物の出国時に税関が発行する出国貨物届出リストに明記した輸出期日を基準とする（『39号公告』第3条3項）。

<sup>3</sup> 『営業税から増値税への徴収変更試行の関連事項についての規定』（財税[2016]36号印刷・配布）第1条4項1号、第2条1項1号

### ➤ 「加算相殺政策」の優遇措置の実行

3番目は、2019年4月1日から2021年12月31日までの期間（税額が属する期間）において、生産・生活関連サービス業の納税者に対し、「加算相殺政策」を実施するとし、つまり納税者は当期に控除可能な仕入税額に10%を乗じて計算し、納付すべき税額を相殺することができると定めています（第7条）。対象となる生産・生活関連サービス業の納税者については、郵政サービス、電信サービス、現代的サービス、生活サービス<sup>4</sup>を提供して取得した売上高がすべての売上高に占める比重が50%を超える納税者と定めており、納税者が加算相殺

政策の適用を確定後、当年内において調整せず、その後の年度において適用するか否かについては、前年度の売上高に基づき確定するとしています（第7条1項）。「加算相殺政策」の関連事項については、図表3をご参照ください。

納税者は加算相殺税額の引き当て、相殺、減額、繰越残高等の変動状況を単独で計算しなければなりません（第7条5項）。「加算相殺政策」施行の期限到来後は、納税者が加算相殺税額の引き当て、繰り越した残高の相殺を停止しなければならぬので（第7条6項）、注意が必要です。

【図表3】「加算相殺政策」の関連事項について

項目	内容
売上高の対象期間（第7条1項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2019年3月31日以前に設立した納税者：2018年4月～2019年3月までの期間における売上高<sup>注1</sup>が条件に合致 ⇒2019年4月1日より適用</li> <li>✓ 2019年4月1日以降に設立する納税者：設立の日より3ヵ月間の売上高が条件に合致 ⇒一般納税者として登記した日より適用</li> </ul>
適用不可の仕入税額（第7条4項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 納税者による貨物・労務の輸出、クロスボーダー課税行為の発生は加算相殺政策を適用しない</li> <li>✓ 納税者が貨物・労務の輸出、クロスボーダー課税行為の発生を兼業し、且つ加算相殺税額を引き当ててはならない仕入税額を区分できない場合、以下の計算公式で計算            ・計算公式：  <u>加算相殺税額の引き当てが不可の仕入税額＝当期において区分できないすべての仕入税額×当期における貨物・労務の輸出、クロスボーダー課税行為の発生による売上高÷当期のすべての売上高</u> </li> </ul>

注1：経営期間が12ヵ月未満の場合、実際の経営期間の売上高に基づく。

（『39号公告』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

### □ 『増値税期末留保税額還付制度』の試行

増値税期末留保税額の還付について、財政部、国家税務総局は2018年6月27日付けで公布の『2018年の一部業界に係る増値税留保税額還付に関する税收政策についての通達』（財税[2018]70号）において、条件に合致する設備製造等の先進製造業企業、研究・開発等の現代的サービス業企業、電力企業等に対し、その増値税期末留保税額の一括還付を実施すると定めています。

【図表4】期末留保税額還付制度の適用条件について

1. 2019年4月の税額が属する期間より、連続して6ヵ月（四半期ごとに納税する場合、連続して2つの四半期）の増加未控除仕入税額がすべてゼロより大きく、且つ6ヵ月目の増加未控除仕入税額が50万円を下回らないこと
2. 納税信用等級がA級もしくはB級であること
3. 税還付の申請前の36ヵ月間において未控除税額、輸出税還付の騙取もしくは増値税専用発票の架空発行の状況が発生していないこと
4. 税還付の申請前の36ヵ月間において脱税で税務機関より2回以上処分されたことがないこと
5. 2019年4月1日より即時徴収・即時還付、先に徴収し後で返還（還付）に係る政策を享受していないもの

（『39号公告』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

<sup>4</sup> 郵政サービス、電信サービス、現代的サービス、生活サービスの具体的な範囲については、『サービス、無形財産・不動産の販売に係る注釈』（財税[2016]36号印刷・配布）に基づき執行する（第7条1項1号）。

今回の『39号公告』では、2019年4月1日より、すべての業界において、条件に合致する納税者（前頁の図表4を参照）が、増加留保税額（2019年3月末と比べて新たに増加した期末留保税額）の還付を増値税納税申告期間内に税務機関へ申請することができる旨を明確にしています（第8条1項、2項）。還付を認める増加留保税額については、以下に示す公式で計算します。

- 還付を認める増加留保税額＝増加留保税額×仕入税額の構成比率<sup>5</sup>×60%

また、増値税期末留保税額還付制度について、以下の通りに、関連事項をまとめましたので、ご参考ください。

#### 増値税期末留保税額還付制度に係る関連事項

- ✓ 納税者による貨物・労務の輸出、クロスボーダー課税行為の発生について免税・控除・還付に係る規則を適用する場合、関連手続きを取り扱った後、依然として本公告が規定する条件に合致するものに対し、留保税額の還付を申請することができる。免税・税還付に係る規則を適用するものについては、関連の仕入税額を留保税額の還付に用いてはならない（第8条5項）
- ✓ 納税者が還付された留保税額を取得後、当期の留保税額につき相応の減額をしなければならない（第8条6項）
- ✓ 連続して6ヵ月（連続して2つの四半期）の期間について、重複して計算してはならない（第8条6項）
- ✓ 仕入税額の過大、虚偽申告もしくはその他の詐欺手段で、留保税額を騙取する場合、税務機関はそれが騙取した還付税額を追加徴収したうえ、『中国人民共和国税收徴収管理法』等の関連規定に基づき処理する（第8条7項）

#### □ 『39号公告』一部措置の解釈について

『39号公告』に係る政策文書として、国家税務総局は2019年3月21日付けで『増値税改革深化の関連事項に関する公告』（国家税務総局公告2019年第14号、以下『14号公告』という）を公布しました。『14号公告』では、納税者による増値税赤字発票の発行、不動産用途の変更時に係る仕入税額控除の処理、加算相殺政策の提出書類等の関連事項について定めています。『39号公告』と同じく、2019年4月1日より施行されます。

『14号公告』の主な内容については、以下の図表5にまとめましたので、ご参考ください。

【図表5】『14号公告』の主な内容について

項目	内容
増値税赤字発票の発行 (第1条)	✓ 従来16%、10%の適用税率で発行した増値税発票に対する赤字発票の発行 ⇒従来適用税率に基づき赤字発票を発行
	✓ 従来17%、11%の適用税率で発行した増値税発票に対する赤字発票の発行 <sup>注1</sup> ⇒従来適用税率に基づき赤字発票を発行
	✓ 発票の発行に誤りがあり改めて発行する必要がある場合 ⇒まずは従来適用税率で赤字発票を発行し、その後改めて正確な青字発票を発行
増値税発票の追加発行 (第2条)	✓ 増値税税率の調整前において、増値税専用発票を発行していないものにつき追加発行 ⇒従来適用税率で追加発行
	✓ 2018年の税率調整前において、増値税専用発票を発行していないものにつき追加発行 <sup>注2</sup> ⇒従来17%、11%の適用税率で追加発行

<sup>5</sup> 仕入税額の構成比率とは、2019年4月から税還付申請前の税額が属する期間内において、すでに控除した増値税専用発票（税金統制自動車販売統一発票を含む）、税関輸入増値税専用納付書、税額納付に係る納税証明に明記された増値税税額が、同時期のすべての控除済みの仕入税額に占める比重である（第8条3項）。

<b>不動産に係る仕入税額の処理 (第6、7条)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 仕入税額を控除した不動産の非正常的な損失、用途の変更<sup>注3</sup>の場合、控除不可の仕入税額を計算し、当期の仕入税額から控除 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 計算公式：控除不可の仕入税額＝控除した仕入税額×不動産簿価率<sup>注4</sup></li> </ul> </li> <li>✓ 仕入税額を控除してはならない不動産につき、仕入税額の控除を認める項目に用いるよう用途を変更する場合、用途を変更した翌月において控除可能な仕入税額を計算 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 計算公式：控除可能な仕入税額＝増値税税額控除証憑に明記もしくは同証憑に基づき計算する仕入税額×不動産簿価率<sup>注5</sup></li> </ul> </li> </ul>
<b>加算相殺政策の提出書類 (第8条)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 電子税務局を通じて（税務取扱サービス庁へ出向き）『加算相殺政策適用声明』を提出</li> <li>✓ 同時に兼業する場合、4つのサービスにおいて収入額の占める比率が最も高い業務に基づき『加算相殺政策適用声明』においてチェックの形で所属業界を確定</li> </ul>

注1、2：『国家税務総局による小規模納税者基準の統一等の若干増値税に係る問題に関する公告』（国家税務総局公告2018年第18号）第9条

注3：仕入税額を控除した不動産用途の変更には、簡易税額計算方法による税額計算項目、増値税徴収免除項目、集団福利もしくは個人消費に専門に用いるものが含まれる（『14号公告』第6条）

注4、5：不動産簿価率＝（不動産簿価÷不動産原価）×100%（『14号公告』第6条）

（『14号公告』、『14号公告』に関する解釈に基づき、中国アドバイザー一部作成）

前述のほか、国家税務総局は、2019年3月21日付けで『「2019年の増値税改革深化に係る納税サービス業務方案」の印刷・公布に関する通達』（税総弁発〔2019〕34号、以下『業務方案』という）、『増値税納税申告調整の関連事項に関する公告』（国家税務総局公告2019年第15号、以下『15号公告』という）、『輸出還付率文書データベース2019B版の公布に関する通達』（税総函〔2019〕82号、以下『82号通達』という）の3件も同時に公布しました。

『業務方案』は今般の減税政策実施の全体的な方案として、20項目の措置を実施し、増値税改革深化が着実に遂行されるよう保証を与えています。『15号公告』では、増値税改革深化政策に係る納税申告の変更事項について定めており、2019年5月1日より施行するとしています。『82号通達』では、『39号公告』の施行に伴う輸出還付率関連の税務文書データベースの更新について通達を出しています。

『業務方案』、『15号公告』、『82号通達』の詳細については、以下のリンクから中国語原文をご参照ください。

[关于印发《2019年深化增値税改革纳税服务工作方案》的通知 税总办发〔2019〕34号](#)

[关于调整增値税纳税申报有关事项的公告 国家税务总局公告2019年第15号](#)

[关于发布出口退税率文库2019B版的通知 税总函〔2019〕82号](#)

\*

『39号公告』、『14号公告』の詳細については、6ページからの日本語仮訳および13ページからの中国語原文をご参照ください。

なお、本政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の会計士事務所または税務主管部門にお問い合わせください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

**財政部、税務総局、税関総署公告**  
**2019年39号**  
**増値税改革深化の関連政策に関する公告**

党中央・国務院による政策決定を貫徹し、増値税の実質的な減税を推進するため、ここに2019年の増値税改革の関連事項を以下の通り公告する。

**第1条** 増値税一般納税人（以下、「納税者」という）が増値税課税販売行為もしくは貨物輸入の発生において、従来16%の税率を適用していた場合、税率を13%に調整する。従来10%の税率を適用していた場合、税率を9%に調整する。

**第2条** 納税者が農産物の仕入れにおいて、従来10%の控除率を適用していた場合、控除率を9%に調整する。納税者が13%の税率の貨物の生産もしくは委託加工に用いる農産物を仕入れる場合、10%の控除率に基づき仕入税額を計算する。

**第3条** 従来16%の税率を適用し且つ輸出還付率が16%の輸出貨物・労務について、輸出還付率を13%に調整する。従来10%の税率を適用し且つ輸出還付率が10%の輸出貨物、クロスボーダー課税行為について、輸出還付率を9%に調整する。

2019年6月30日以前（2019年4月1日以前を含む）、納税者による前項に係る貨物・労務の輸出、前項に係るクロスボーダー課税行為の発生において、増値税免税・還付に係る規則を適用するものにつき、購入時にすでに調整前の税率に基づき増値税を徴収した場合、調整前の輸出還付率を執行し、購入時にすでに調整後の税率に基づき増値税を徴収した場合、調整後の輸出還付率を執行する。増値税の免税・控除・還付に係る規則を適用するものについて、調整前の輸出還付率を執行し、免税・控除・還付を計算する際、適用税率が輸出還付率より低い場合、適用税率と輸出還付率との差をゼロとみなし免税・控除・還付の計算に組み入れる。

輸出還付率の執行期日および貨物・労務の輸出、クロスボーダー課税行為の発生日日について、以下の規定に基づき執行する。通関申告して輸出した貨物・労務（保税区分および保税区分を経由した輸出を除く）について、税関輸出通関申告書に明記した輸出の期日を基準とする。通関申告せず輸出した貨物・労務、クロスボーダー課税行為について、輸出発票もしくは普通発票の発行期日を基準とする。保税区分および保税区分を経由した貨物について、貨物の出国時に税関が発行する出国貨物届出リストに明記した輸出期日を基準とする。

**第4条** 13%の税率を適用する国外旅行者購入品出国時税還付の対象となる物品は、還付率を11%とす

る。9%の税率を適用する国外旅行者購入品出国時税還付の対象となる物品は、還付率を8%とする。

2019年6月30日以前、調整前の税率に基づき増値税を徴収する場合、調整前の還付率を執行する。調整後の税率に基づき増値税を徴収する場合、調整後の還付率を執行する。

還付率の執行期日は、税還付物品の増値税普通発票の発行期日を基準とする。

**第5条** 2019年4月1日より、『営業税から増値税への徴収変更試行の関連事項の規定』（財税[2016]36号印刷・配布）第1条4項1号、第2条1項1号の執行を停止し、納税者が不動産もしくは建設中の不動産を取得する際の仕入税額は2年に分けて控除しないこととする。これ以前に上述の規定に基づきまだ控除が完了していない未控除仕入税額は、2019年4月の税額が属する期間より売上税額から控除することができる。

**第6条** 納税者が国内旅客輸送サービスを購入する場合、その仕入税額を売上税額から控除することを許可する。

(1) 納税者が増値税専用発票を取得していない場合、暫定的に以下の規定に基づき仕入税額を確定する。

1. 増値税電子普通発票を取得した場合、発票に明記した税額とする、
2. 旅客の身分情報を明記した航空輸送電子チケットを取得した場合、以下の公式に基づき仕入税額を計算する、

$$\text{航空旅客輸送仕入税額} = (\text{チケット価格} + \text{燃油サーチャージ}) \div (1 + 9\%) \times 9\%$$

3. 旅客の身分情報を明記した鉄道チケットを取得した場合、以下の公式に基づき仕入税額を計算する、

$$\text{鉄道旅客輸送仕入税額} = \text{額面金額} \div (1 + 9\%) \times 9\%$$

4. 旅客の身分情報を明記した道路、水路等のその他のチケットを取得した場合、以下の公式に基づき仕入税額を計算する、

$$\text{道路、水路等のその他の旅客輸送仕入税額} = \text{額面金額} \div (1 + 3\%) \times 3\%$$

(2) 『営業税の増値税への徴収変更試行の実施弁法』（財税[2016]36号印刷・配布）第27条6項および『営業税の増値税への徴収変更試行の関連事項の規定』（財税[2016]36号印刷・配布）第2条1項5号における「購入する旅客輸送サービス、ローンサービス、飲食サービス、住民日常サービスおよび娯楽サービス」を「購入するローンサービス、飲食サービス、住民日常サービスおよび娯楽サービス」に修正する。

**第7条** 2019年4月1日から2021年12月31日において、生産・生活関連サービス業の納税者は当期の控除可能仕入税額に基づき10%を乗じ、納付税額（以下、「加算相殺政策」という）を相殺

することを許可する。

- (1) 本公告がいう生産・生活関連サービス業納税者とは、郵政サービス、電信サービス、現代的サービス、生活サービス（以下、「4つのサービス」という）を提供し取得した売上高がすべての売上高に占める比重が50%を超える納税者を指す。4つのサービスの具体的な範囲は『サービス、無形財産・不動産の販売に係る注釈』（財税[2016]36号印刷・配布）に基づき執行する。

2019年3月31日以前に設立した納税者について、2018年4月から2019年3月までの期間における売上高（経営期間が12ヵ月未満の場合、実際の経営期間の売上高に基づく）が上述規定の条件に合致する場合、2019年4月1日より加算相殺政策を適用する。

2019年4月1日以降に設立する納税者について、設立の日より3ヵ月間の売上高が上述規定の条件に合致する場合、一般納税者として登記した日より加算相殺政策を適用する。

納税者が加算相殺政策の適用を確定後、当年内において調整せず、その後の年度において適用するか否かについては、前年度の売上高に基づき計算・確定する。

納税者が引き当てることができるが引き当てていない加算相殺税額について、加算相殺政策の適用を確定した当期において一括して引き当てることができる。

- (2) 納税者は当期の控除可能仕入税額の10%に基づき当期の加算相殺税額を引き当てなければならない。現行の規定に基づき売上税額から控除してはならない仕入税額は、加算相殺税額を引き当ててはならない。すでに加算相殺税額を引き当てた仕入税額は、規定に基づき仕入税額として振替処理する場合、仕入税額を振替処理した当期において、相応に加算相殺税額を減額しなければならない。計算公式は以下の通りである。

当期に引き当てる加算相殺税額＝当期の控除可能な仕入税額×10%

当期に相殺可能な加算相殺税額＝前期末の加算相殺税額の残高＋当期に引き当てる加算相殺税額－当期に減額した加算相殺税額

- (3) 納税者は現行の規定に基づき一般税額計算方法により納付税額（以下、「相殺前の納付税額」という）を計算した後に、以下の状況を区別して加算相殺しなければならない。
  1. 相殺前の納付税額がゼロに等しい場合、当期に相殺可能な加算相殺税額をすべて翌期に繰り越して相殺する、
  2. 相殺前の納付税額がゼロより大きく、且つ当期の相殺可能な加算相殺税額より大きい場合、当期の相殺可能な加算相殺税額全額を相殺前の納付税額から相殺する、

3. 相殺前の納付税額がゼロより大きく、且つ当期に相殺可能な加算相殺税額より小さいもしくは等しい場合、当期の相殺可能な加算相殺税額をもって納付税額を相殺しゼロにする。相殺が完了していない当期の相殺可能な加算相殺税額は、翌期に繰り越して引き続き相殺する。
- (4) 納税者による貨物・労務の輸出、クロスボーダー課税行為の発生は加算相殺政策を適用せず、それに対応する仕入税額には加算相殺税額を引き当ててはならない。

納税者が貨物・労務の輸出、クロスボーダー課税行為の発生を兼業し且つ加算相殺税額を引き当ててはならない仕入税額を区分することのできないものについて、以下の公式に基づき計算する。

加算相殺税額を引き当ててはならない仕入税額＝当期において区分することのできないすべての仕入税額×当期における貨物・労務の輸出およびクロスボーダー課税行為の発生による売上高÷当期のすべての売上高

- (5) 納税者は加算相殺税額の引き当て、相殺、減額、繰越残高等の変動状況を単独で計算しなければならない。加算相殺政策の適用を騙取もしくは加算相殺税額を水増しする場合、『中華人民共和国税収徴収管理法』等の関連規定に基づき処理する。
- (6) 加算相殺政策執行の期限到来後は、納税者は加算相殺税額を引き当てず、繰越残高の加算相殺税額の相殺を停止する。

#### 第8条 2019年4月1日より、増値税期末留保税額還付制度を試行する。

- (1) 同時に以下の条件に合致する納税者は、主管税務機関に増加留保税額の還付を申請することができる。
  1. 2019年4月の税額が属する期間より、連続して6ヵ月（四半期ごとに納税する場合、連続して2つの四半期）の増加留保税額がすべてゼロより大きく、且つ6ヵ月目の増加留保税額が50万円を下回らない、
  2. 納税信用等級がA級もしくはB級である、
  3. 税還付の申請前の36ヵ月間において未控除税額、輸出税還付の騙取もしくは増値税専用発票の架空発行の状況が発生していないこと、
  4. 税還付の申請前の36ヵ月間において脱税で税務機関より2回およびそれ以上処分されたことがないこと、
  5. 2019年4月1日より即時徴収・即時還付、先に徴収し後で返還（還付）に係る政策を享受していないもの。
- (2) 本公告がいう増加留保税額とは、2019年3月末と比較して新たに増加した期末留保税額を指す。
- (3) 納税者の当期における還付を許可する増加留保税額は、以下の公式に基づき計算する。

還付を認める増加留保税額＝増加留保税額×仕入税額の構成比率×60%

仕入税額の構成比率は、2019年4月から税還付申請前の税額が属する期間内において、すでに控除した増値税専用発票（税金統制自動車販売統一発票を含む）、税関輸入増値税専用納付書、税額納付に係る納税証明に明記した増値税税額が同時期のすべての控除済みの仕入税額に占める比重である。

- (4) 納税者は増値税納税申告期間内において、主管税務機関に留保税額の還付を申請しなければならない。
- (5) 納税者による貨物・労務の輸出、クロスボーダー課税行為の発生について、免税・控除・還付に係る規則を適用する場合、免税・控除・還付の手続きを取り扱った後、依然として本公告が規定する条件に合致するものに対し、留保税額の還付を申請することができる。免税・税還付に係る規則を適用するものについては、関連の仕入税額を留保税額の還付に用いてはならない。
- (6) 納税者が還付された留保税額を取得した後、相応の当期の留保税額の減額をしなければならない。本条の規定に基づき再び税還付の条件を満たした場合、引き続き主管税務機関に留保税額の還付を申請することができるが、本条第1項1号が規定する連続期間について、重複して計算してはならない。
- (7) 仕入税額の過大、虚偽申告もしくはその他の詐欺手段で、未控除税額を騙取する場合、税務機関はそれが騙取した還付税額を追加徴収し、合わせて『中国人民共和国税收徴収管理法』等の関連規定に基づき処理する。
- (8) 増加留保税額還付の中央・地方分担メカニズムは別途通達する。

**第9条** 本公告は2019年4月1日より施行する。

特にここに公告する。

財政部、税務総局、税関総署

2019年3月20日

**国家税務総局公告**  
**2019年第14号**  
**増値税改革深化の関連事項に関する公告**

ここに増値税改革深化の関連事項を以下の通りに公告する。

**第1条** 増値税一般納税人（以下、「納税者」という）は増値税税率の調整前にすでに従来の16%、10%の適用税率に基づき増値税発票を発行し、販売の割引・中止もしくは返品等の状況が発生して赤字発票を発行する必要がある場合、従来の適用税率に基づき赤字発票を発行する。発票の発行に誤りがあり改めて発行する必要がある場合、まずは従来の適用税率に基づき赤字発票を発行してから、改めて正確な青字発票を発行する。

**第2条** 納税者が増値税税率の調整前において増値税専用発票を発行していない増値税課税販売行為について、増値税発票を追加で発行する必要がある場合、従来の適用税率に基づき追加発行しなければならない。

**第3条** 増値税発票税金統制発票発行ソフトウェアの税率欄は調整後の税率をデフォルトで表示し、納税者に本公告第1条、第2条が定める状況が発生する場合、手動でもとの適用税率を選択し増値税発票を発行することができる。

**第4条** 税務総局が増値税発票税金統制発票発行ソフトウェアにおいて『商品およびサービス税込分類コード表』を更新したので、納税者は更新後の『商品およびサービス税込分類コード表』に基づき増値税発票を発行しなければならない。

**第5条** 納税者は遅滞なく増値税発票税金統制発票発行ソフトウェアのバージョンアップおよび自身の業務システムの調整を完了しなければならない。

**第6条** すでに仕入税額を控除した不動産について、非正常的な損失が発生、もしくは簡易税額計算方法による税額計算項目・増値税徴収免除項目・集団福利もしくは個人消費に専門に用いるよう用途を変更する場合、以下の公式に基づき控除してはならない仕入税額を計算し、合わせて当期の仕入税額から控除する。

控除してはならない仕入税額＝すでに控除した仕入税額×不動産簿価率

不動産簿価率＝（不動産簿価÷不動産原価）×100%

**第7条** 規定に基づき仕入税額を控除してはならない不動産について、用途の変更が発生し、仕入税額の控除を認める項目に用いる場合、以下の公式に基づき用途を変更した翌月において控除可能な仕入税額を計算する。

控除可能な仕入税額＝増値税税額控除証憑に明記もしくは同証憑に基づき計算する仕入税額×  
不動産の純資産比率

**第8条** 『財政部、税務総局、税関総署による増値税改革深化の関連政策に関する公告』（財政部、税務総局、税関総署公告 2019 年第 39 号）の規定に基づき、加算相殺政策を適用する生産・生活関連サービス業納税者は、当該年度に初めて加算相殺政策の適用を確定する際に、電子税務局を通じて（もしくは税務取扱サービス庁へ出向き）『加算相殺政策適用声明』（添付書類を参照）を提出しなければならない。加算相殺政策を適用する納税者は、同時に郵政サービス、電信サービス、現代的サービス、生活サービスを兼業する場合、4 つのサービスにおいて収入額の占める比率が最も高い業務に基づき『加算相殺政策適用声明』においてチェックの形で所属業界を確定しなければならない。

**第9条** 本公告は 2019 年 4 月 1 日より施行する。『不動産仕入税額分割控除暫定弁法』（国家税務総局公告 2016 年第 15 号）は同時に廃止される。

添付書類：加算相殺政策適用声明〔略〕

国家税務総局  
2019 年 3 月 21 日

(中国語原文)

**财政部 税务总局 海关总署公告**  
**2019 年第 39 号**  
**关于深化增值税改革有关政策的公告**

为贯彻落实党中央、国务院决策部署，推进增值税实质性减税，现将 2019 年增值税改革有关事项公告如下：

- 一、 增值税一般纳税人（以下称纳税人）发生增值税应税销售行为或者进口货物，原适用 16%税率的，税率调整为 13%；原适用 10%税率的，税率调整为 9%。
- 二、 纳税人购进农产品，原适用 10%扣除率的，扣除率调整为 9%。纳税人购进用于生产或者委托加工 13%税率货物的农产品，按照 10%的扣除率计算进项税额。
- 三、 原适用 16%税率且出口退税率为 16%的出口货物劳务，出口退税率调整为 13%；原适用 10%税率且出口退税率为 10%的出口货物、跨境应税行为，出口退税率调整为 9%。

2019 年 6 月 30 日前（含 2019 年 4 月 1 日前），纳税人出口前款所涉货物劳务、发生前款所涉跨境应税行为，适用增值税免退税办法的，购进时已按调整前税率征收增值税的，执行调整前的出口退税率，购进时已按调整后税率征收增值税的，执行调整后的出口退税率；适用增值税免抵退税办法的，执行调整前的出口退税率，在计算免抵退税时，适用税率低于出口退税率的，适用税率与出口退税率之差视为零参与免抵退税计算。

出口退税率的执行时间及出口货物劳务、发生跨境应税行为的时间，按照以下规定执行：报关出口的货物劳务（保税区及经保税区出口除外），以海关出口报关单上注明的出口日期为准；非报关出口的货物劳务、跨境应税行为，以出口发票或普通发票的开具时间为准；保税区及经保税区出口的货物，以货物离境时海关出具的出境货物备案清单上注明的出口日期为准。

- 四、 适用 13%税率的境外旅客购物离境退税物品，退税率为 11%；适用 9%税率的境外旅客购物离境退税物品，退税率为 8%。

2019 年 6 月 30 日前，按调整前税率征收增值税的，执行调整前的退税率；按调整后税率征收增值税的，执行调整后的退税率。

退税率的执行时间，以退税物品增值税普通发票的开具日期为准。

五、自 2019 年 4 月 1 日起，《营业税改征增值税试点有关事项的规定》（财税〔2016〕36 号印发）第一条第（四）项第 1 点、第二条第（一）项第 1 点停止执行，纳税人取得不动产或者不动产在建工程的进项税额不再分 2 年抵扣。此前按照上述规定尚未抵扣完毕的待抵扣进项税额，可自 2019 年 4 月税款所属期起从销项税额中抵扣。

六、纳税人购进国内旅客运输服务，其进项税额允许从销项税额中抵扣。

（一）纳税人未取得增值税专用发票的，暂按照以下规定确定进项税额：

1. 取得增值税电子普通发票的，为发票上注明的税额；
2. 取得注明旅客身份信息的航空运输电子客票行程单的，为按照下列公式计算进项税额：  
航空旅客运输进项税额=（票价+燃油附加费）÷（1+9%）×9%
3. 取得注明旅客身份信息的铁路车票的，为按照下列公式计算的进项税额：  
铁路旅客运输进项税额=票面金额÷（1+9%）×9%
4. 取得注明旅客身份信息的公路、水路等其他客票的，按照下列公式计算进项税额：

公路、水路等其他旅客运输进项税额=票面金额÷（1+3%）×3%

（二）《营业税改征增值税试点实施办法》（财税〔2016〕36 号印发）第二十七条第（六）项和《营业税改征增值税试点有关事项的规定》（财税〔2016〕36 号印发）第二条第（一）项第 5 点中“购进的旅客运输服务、贷款服务、餐饮服务、居民日常服务和娱乐服务”修改为“购进的贷款服务、餐饮服务、居民日常服务和娱乐服务”。

七、自 2019 年 4 月 1 日至 2021 年 12 月 31 日，允许生产、生活性服务业纳税人按照当期可抵扣进项税额加计 10%，抵减应纳税额（以下称加计抵减政策）。

（一）本公告所称生产、生活性服务业纳税人，是指提供邮政服务、电信服务、现代服务、生活服务（以下称四项服务）取得的销售额占全部销售额的比重超过 50%的纳税人。四项服务的具体范围按照《销售服务、无形资产、不动产注释》（财税〔2016〕36 号印发）执行。

2019 年 3 月 31 日前设立的纳税人，自 2018 年 4 月至 2019 年 3 月期间的销售额（经营期不满 12 个月的，按照实际经营期的销售额）符合上述规定条件的，自 2019 年 4 月 1 日起适用加计抵减政策。

2019 年 4 月 1 日后设立的纳税人，自设立之日起 3 个月的销售额符合上述规定条件的，自登记为一般纳税人之日起适用加计抵减政策。

纳税人确定适用加计抵减政策后，当年内不再调整，以后年度是否适用，根据上年度销售额计算确定。

纳税人可计提但未计提的加计抵减额，可在确定适用加计抵减政策当期一并计提。

- (二) 纳税人应按照当期可抵扣进项税额的 10% 计提当期加计抵减额。按照现行规定不得从销项税额中抵扣的进项税额，不得计提加计抵减额；已计提加计抵减额的进项税额，按规定作进项税额转出的，应在进项税额转出当期，相应调减加计抵减额。计算公式如下：

$$\text{当期计提加计抵减额} = \text{当期可抵扣进项税额} \times 10\%$$

$$\text{当期可抵减加计抵减额} = \text{上期末加计抵减额余额} + \text{当期计提加计抵减额} - \text{当期调减加计抵减额}$$

- (三) 纳税人应按照现行规定计算一般计税方法下的应纳税额（以下称抵减前的应纳税额）后，区分以下情形加计抵减：

1. 抵减前的应纳税额等于零的，当期可抵减加计抵减额全部结转下期抵减；
2. 抵减前的应纳税额大于零，且大于当期可抵减加计抵减额的，当期可抵减加计抵减额全额从抵减前的应纳税额中抵减；
3. 抵减前的应纳税额大于零，且小于或等于当期可抵减加计抵减额的，以当期可抵减加计抵减额抵减应纳税额至零。未抵减完的当期可抵减加计抵减额，结转下期继续抵减。

- (四) 纳税人出口货物劳务、发生跨境应税行为不适用加计抵减政策，其对应的进项税额不得计提加计抵减额。

纳税人兼营出口货物劳务、发生跨境应税行为且无法划分不得计提加计抵减额的进项税额，按照以下公式计算：

$$\text{不得计提加计抵减额的进项税额} = \text{当期无法划分的全部进项税额} \times \frac{\text{当期出口货物劳务和发生跨境应税行为的销售额}}{\text{当期全部销售额}}$$

- (五) 纳税人应单独核算加计抵减额的计提、抵减、调减、结余等变动情况。骗取适用加计抵减政策或虚增加计抵减额的，按照《中华人民共和国税收征收管理法》等有关规定处理。

- (六) 加计抵减政策执行到期后，纳税人不再计提加计抵减额，结余的加计抵减额停止抵减。

## 八、自 2019 年 4 月 1 日起，试行增值税期末留抵税额退税制度。

- (一) 同时符合以下条件的纳税人，可以向主管税务机关申请退还增量留抵税额：

1. 自 2019 年 4 月税款所属期起，连续六个月（按季纳税的，连续两个季度）增量留抵税额均大于零，且第六个月增量留抵税额不低于 50 万元；
2. 纳税信用等级为 A 级或者 B 级；
3. 申请退税前 36 个月未发生骗取留抵退税、出口退税或虚开增值税专用发票情形的；
4. 申请退税前 36 个月未因偷税被税务机关处罚两次及以上的；
5. 自 2019 年 4 月 1 日起未享受即征即退、先征后返（退）政策的。

(二) 本公告所称增量留抵税额，是指与 2019 年 3 月底相比新增加的期末留抵税额。

(三) 纳税人当期允许退还的增量留抵税额，按照以下公式计算：

$$\text{允许退还的增量留抵税额} = \text{增量留抵税额} \times \text{进项构成比例} \times 60\%$$

进项构成比例，为 2019 年 4 月至申请退税前一税款所属期内已抵扣的增值税专用发票（含税控机动车销售统一发票）、海关进口增值税专用缴款书、解缴税款完税凭证注明的增值税额占同期全部已抵扣进项税额的比重。

(四) 纳税人应在增值税纳税申报期内，向主管税务机关申请退还留抵税额。

(五) 纳税人出口货物劳务、发生跨境应税行为，适用免抵退税办法的，办理免抵退税后，仍符合本公告规定条件的，可以申请退还留抵税额；适用免退税办法的，相关进项税额不得用于退还留抵税额。

(六) 纳税人取得退还的留抵税额后，应相应调减当期留抵税额。按照本条规定再次满足退税条件的，可以继续向主管税务机关申请退还留抵税额，但本条第（一）项第 1 点规定的连续期间，不得重复计算。

(七) 以虚增进项、虚假申报或其他欺骗手段，骗取留抵退税款的，由税务机关追缴其骗取的退税款，并按照《中华人民共和国税收征收管理法》等有关规定处理。

(八) 退还的增量留抵税额中央、地方分担机制另行通知。

九、 本公告自 2019 年 4 月 1 日起执行。

特此公告。

财政部 税务总局 海关总署

2019 年 3 月 20 日

**国家税务总局公告**  
**2019年第14号**  
**关于深化增值税改革有关事项的公告**

现将深化增值税改革有关事项公告如下：

- 一、 增值税一般纳税人（以下称纳税人）在增值税税率调整前已按原 16%、10%适用税率开具的增值税发票，发生销售折让、中止或者退回等情形需要开具红字发票的，按照原适用税率开具红字发票；开票有误需要重新开具的，先按照原适用税率开具红字发票后，再重新开具正确的蓝字发票。
- 二、 纳税人在增值税税率调整前未开具增值税发票的增值税应税销售行为，需要补开增值税发票的，应当按照原适用税率补开。
- 三、 增值税发票税控开票软件税率栏次默认显示调整后税率，纳税人发生本公告第一条、第二条所列情形的，可以手工选择原适用税率开具增值税发票。
- 四、 税务总局在增值税发票税控开票软件中更新了《商品和服务税收分类编码表》，纳税人应当按照更新后的《商品和服务税收分类编码表》开具增值税发票。
- 五、 纳税人应当及时完成增值税发票税控开票软件升级和自身业务系统调整。
- 六、 已抵扣进项税额的不动产，发生非正常损失，或者改变用途，专用于简易计税方法计税项目、免征增值税项目、集体福利或者个人消费的，按照下列公式计算不得抵扣的进项税额，并从当期进项税额中扣减：

不得抵扣的进项税额=已抵扣进项税额×不动产净值率

不动产净值率=（不动产净值÷不动产原值）×100%

- 七、 按照规定不得抵扣进项税额的不动产，发生用途改变，用于允许抵扣进项税额项目的，按照下列公式在改变用途的次月计算可抵扣进项税额。

可抵扣进项税额=增值税扣税凭证注明或计算的进项税额×不动产净值率

- 八、 按照《财政部 税务总局 海关总署关于深化增值税改革有关政策的公告》（财政部 税务总局 海关总署公告 2019 年第 39 号）规定，适用加计抵减政策的生产、生活性服务业纳税人，应在年度

首次确认适用加计抵减政策时，通过电子税务局（或前往办税服务厅）提交《适用加计抵减政策的声明》（见附件）。适用加计抵减政策的纳税人，同时兼营邮政服务、电信服务、现代服务、生活服务的，应按照四项服务中收入占比最高的业务在《适用加计抵减政策的声明》中勾选确定所属行业。

九、 本公告自 2019 年 4 月 1 日起施行。《不动产进项税额分期抵扣暂行办法》（国家税务总局公告 2016 年第 15 号发布）同时废止。

附件：适用加计抵减政策的声明

国家税务总局  
2019年3月21日

附件

## 适用加计抵减政策的声明

纳税人名称：\_\_\_\_\_

纳税人识别号（统一社会信用代码）：\_\_\_\_\_

本纳税人符合《财政部 税务总局 海关总署关于深化增值税改革有关政策的公告》（财政部 税务总局 海关总署公告 2019 年第 39 号）规定，确定适用加计抵减政策。行业属于（请从下表勾选，只能选择其一）：

行业	选项
邮政服务业	
电信服务业	---
其中：1. 基础电信业	
2. 增值电信业	
现代服务业	---
其中：1. 研发和技术服务业	
2. 信息技术服务业	
3. 文化创意服务业	
4. 物流辅助服务	
5. 有形动产租赁服务业	
6. 鉴证咨询服务业	
7. 广播影视服务	
生活服务业	---
其中：1. 文化艺术业	
2. 体育业	
3. 教育	
4. 卫生	
5. 旅游业	
6. 娱乐业	
7. 餐饮业	
8. 住宿业	
9. 居民服务业	
10. 社会工作	
11. 公共设施管理业	
12. 不动产出租	
13. 商务服务业	
14. 专业技术服务业	

15. 代理业	
16. 其他生活服务业	

本纳税人用于判断是否符合加计抵减政策条件的销售额占比计算期为\_\_\_\_年\_\_\_\_月至\_\_\_\_年\_\_\_\_月，此期间提供邮政服务、电信服务、现代服务、生活服务销售额合计\_\_\_\_元，全部销售额\_\_\_\_元，占比为\_\_\_\_%。

以上声明根据实际经营情况作出，我确定它是真实的、准确的、完整的。

年 月 日

(纳税人签章)

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。